

## 防災行政無線の 放送時刻を 変更します

町の防災行政無線放送では、災害時等緊急情報の放送だけでなく、電波受信状況を確認するため、毎日正午の放送(チャイム)と午後5時に放送(夕焼け小焼け)を流しています。

このうち午後5時の放送を電波受信状況の確認とあわせて、子どもたちの早期帰宅を促すため、昨年より定時放送の時刻を変更して運用しています。

### 【変更】

午後5時の放送を

午後4時30分に変更します。

### 【期間】

平成29年11月1日(水)～

平成30年1月31日(水)

定時の放送がスピーカーより流れなかった場合にはお問い合わせください。

問い合わせ先

総務課防災情報係

(32) 3 1 1 1

## 「全国一斉情報伝達訓練」

を実施します

町では、地震・噴火・武力攻撃といった有事の際に、全国瞬時警報システム(Jアラート)より送られてくる国からの緊急情報を、確実に住民の皆さまへお伝えするため、国による「全国一斉情報伝達訓練」に合わせて、防災行政無線を利用した緊急情報の伝達訓練を行います。

日時 11月14日(火)

午前11時ごろ

### 放送内容

防災行政無線(屋外拡声子局スピーカーおよび戸別受信機)から、最大音量で次の放送内容が一斉に放送されます(戸別受信機の文字放送は行いません)。

○最初にチャイムがなり、「これは、Jアラートのテストです」が3回放送された後、「こちらは、防災御代田町です」が放送されます。最後は「終了チャイム」がなります。

この訓練は、御代田町に限らず、全国の各自治体でさまざまな情報伝達手段により実施されます。

### 「全国瞬時警報システム」

(Jアラート)とは?

地震・噴火・武力攻撃などの有事の際、国からの緊急情報が、人工衛星などを利用して瞬時に情報伝達されるシステムです。御代田町では、防災行政無線を通して住民の皆さまに情報伝達されます。



問い合わせ先

総務課防災情報係

(32) 3 1 1 1

## 町合併記念自治功労表彰

9月30日、御代田町合併記念日に、町表彰条例に基づく表彰式が行われました。

昭和31年「昭和の大合併」で、御代田村、小沼村、伍賀村の三村が合併し御代田町が誕生して以来、61年が経過しました。

多年にわたり町政にご尽力をいただいた方のご功績をたたえ、表彰状、感謝状と記念品を贈呈させていただきました。

### 受賞者紹介

#### 表彰状

内堀 恵人様

町議会議員16年

清水 賢司様

農業委員会委員12年

#### 感謝状

尾台 幸子様

小田井区書道学級30年

(故) 小林 何ぐり様

栄町区書道学級32年

(故) 須佐 祐三様

別荘管理防犯組合長10年



## 火災について

これからの季節、ストーブ、電気こたつなど暖房器具を使用する機会が増えてきます。使用する前には点検をし、気を付けて使用しましょう。

11月9日から15日まで秋の全国火災予防運動が行われます。これを機に火災予防について再度認識して火災から大切な命と財産を守るよう心がけましょう。

下記の表は平成28年中に発生した火災件数をそれぞれ比較したものになります。

比較	全国		長野県		佐久広域連合	
	原因	件数	原因	件数	原因	件数
総数	36,773件		786件		119件	
原因別	放火	3,563	たき火	123	火入れ	12
	たばこ	3,473	こんろ	42	たき火	8
	こんろ	3,122	火入れ	40	ストーブ	7
	放火の疑い	2,210	たばこ	38	こんろ	5
	たき火	2,108	放火	37	取灰	5
	電灯・電話等の配線	1,300	煙突・排気管	30	放火	5
	火入れ	1,197	電気機器・装置等	30	たばこ	4
	ストーブ	1,194	ストーブ	28	放火の疑い	4

(※ 全国の数値は概数となっています)

火災件数や火災の原因は地域によって差があります。特に原因別では、全国では放火が多いのに対し、長野県や佐久広域では、火入れやたき火が多く見受けられます。

放火の対策としては、自宅の周りを整理整頓して燃えやすいゴミなどを置かないようにし、車やバイク等にも防炎性のボディカバーを施すなどしましょう。

火入れやたき火では、風の強い日は避け、消火する道具を用意して立ち去る際は水をかけましょう。

日頃から防火意識を高め火災を起こさないようにしましょう！

### 住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

住宅用火災警報器は、全ての住宅に設置が義務付けられました(平成18年6月1日施行)。住宅用火災警報器を設置していないご家庭は設置をしましょう。住宅用火災警報器は、火災による煙をいち早く感知し火災の発生を知らせてくれるものです。万が一火災が発生した場合でも、素早い避難や通報ができるようになります。住宅用火災警報器が作動したことによって助かったという奏功例も数多くあります。

設置する場所は、各寝室、寝室が2階以上にある場合は階段上にも設置してください。また、設置が済んでおり年数が経過しているお宅は、作動点検も実施してください。点検の仕方は紐を引っ張るか、ボタンを押して鳴動するかをみます。また、消防署では販売等していませんので、悪質な訪問販売には注意しましょう！

《火の用心 ことばを形に 習慣に》

平成29年度全国統一標語